

# 建設リサイクル法に関する通知の手引き

この通知書は工事に着手する日の前日までに  
建築指導課に提出して下さい。

羽曳野市 都市開発部 建築指導課

TEL 072 (958) 1111 (内 2511・2512・2513)

## 1. 通知の定義

### 1) 通知

通知は、法第 11 条に基づき、国の機関又は地方公共団体が法第 10 条第 1 項の規定により届出を要する行為をしようとするとき、あらかじめ、都道府県知事（特定行政庁）に対し通知しなければならないものである。

なお、通知であるため審査は不要であり、工事内容が多少変わった場合であっても変更通知は不要である。

### 2) 対象機関

法第 11 条の対象となる機関は、国又は地方公共団体（普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、政令の附則に定める機関等とする。

#### \* 政令の附則に定める機関

○緑資源公団 ○労働福祉事業団 ○日本道路公団 ○首都高速道路公団  
○日本郵政公社 ○阪神高速道路公団 ○水資源開発公団 ○地域振興整備公団  
○日本鉄道建設公団 ○地方住宅供給公社 ○環境事業団 ○新東京国際空港公団  
○石油公団 ○地方道路公社 ○本州四国建絡橋公団 ○日本下水道事業団  
○中小企業総合事業団 ○都市基盤整備公団 ○雇用・能力開発機構

#### \* 特別地方公共団体

○特別区 ○地方公共団体の組合 ○財産区及び地方開発事業団

## 2. 通知書の受付窓口

### 1) 受付の窓口

公共工事に係る通知書は、建築指導課へ提出するものとする。なお、指定確認検査機関では受付できない。

### 2) 複数の行政庁の区域にまたがる場合の取扱い

当該対象建設工事の施工範囲が複数の行政庁の区域にまたがる場合は、その区域を含むすべての行政庁に対して通知を行うものとする。

## 3. 受付の時間

通知の受付時間は、開庁時の業務時間内とする。

## 4. 通知日

通知書は、対象建設工事の着手の前日までに、提出するものとする。

## 5. 通知の代理又は代行

国の機関又は地方公共団体及び政令附則に定める機関が発生する当該対象建設工事の発注者（契約者）又は権限の委任を受けた職員が、通知行為を行うことを原則とし、委任状等の提出は必要ないものとする。

## 6. 通知書の記入

別に掲げる記入要領に従って、分りやすく記入すること。

## 7. 具体的な工事の種類例

河川関係工事	築堤、護岸、浚渫、砂防、その他
道路関係工事	改良、舗装、橋梁、ずい道、維持修理、共同溝、その他
農林関係工事	土地改良、農道、農林、農林その他
上水道関係工事	
下水道関係工事	
土地造成・区画整理関係工事	
公園関係工事	
鉄道・軌道関係工事	
災害復旧関係工事	
電線路工事	
その他の公共土木工事	